



地球温暖化を巡る現状と課題

横浜市の温室効果ガス排出量(16年度)対2年度(京都議定書基準年)で約20%増加(全国の約3倍)
業務部門のCO₂排出量増加率(84%)が高い(全国:58.4%)
家庭部門の増加率(58%)が高い(全国:32.3%)
IPCC第4次評価報告書の公表
20世紀半ば以降の温暖化は人為起源の温室効果ガスの増加による可能性が高いとほぼ断定
長期的な平均気温の動向とその気候変動の影響の大きさは、今後20~30年間の緩和努力によりほぼ決定
京都議定書第1約束期間(2008~2012)への突入
日本は温室効果ガスの平均排出量を6%削減する必要



横浜市民においても、地球温暖化に対する関心は高まりつつあるものの、市域における温室効果ガス排出の現状を踏まえると、家庭の中における生活・活動や事業活動においては、温暖化防止に向けた具体的な行動に十分結びついていない状況にあります。
G30の実績が示すように、363万人を擁する日本最大の基礎自治体である横浜市が、CO₂削減を推進することによるインパクト、また従前より優れた政策提言を行い国家レベルの政策方向性へ先鞭をつけてきた実績を踏まえ、本市は率先して国目標以上の削減を目指し、先進的な施策を生み出し実践する責務があります。

横浜市脱温暖化行動方針 CO-DO30

長期目標(2050年水準)
・市民一人当たりの温室効果ガス排出量を60%以上削減

中期目標(2025年水準)
・市民一人当たりの温室効果ガス排出量を30%以上削減
・再生可能エネルギー利用量を10倍

基本方針
・CO₂の排出削減につながる仕組みの構築と生活の質の向上
・実効性のある取組への政策資源の集中と国や地方自治体の政策イノベーションの喚起
・市場需要プル型の施策の積極的な展開
・市民・事業者等との活発なコミュニケーション・協働と政策連携による取組の推進

地球温暖化対策事業本部の組織目標

CO-DO30の実現に向けては、初動の取組でいかに軌道に乗せるかが極めて重要です。
そこで地球温暖化対策事業本部では、20年度から22年度までの3年間で「CO-DO30ファーストステージ」と位置づけ、事業本部職員が全区局事業本部と時間的目標イメージを共有しながら、戦略的展開を進めていきます

CO-DO30 ファーストステージで目指す姿

横浜市地球温暖化対策行動推進本部による全庁的な政策マネジメントスタイルを確立し、CO-DO30の進捗管理が安定的かつ確実に進められている。
横浜市地球温暖化対策推進協議会などをはじめとする市民・事業者・行政のパートナーシップに基づく各推進体制の自立的運営が軌道に乗り、効果的な政策連携が図られている。
CO-DO30ロードマップにおける「セカンドステージ(23年度~)」のアクションを具現化している。
次期総合計画の策定コンセプトの一つとして、脱温暖化を主軸とした区局事業本部の施策事業調整がなされている。

CO-DO30における短期目標である、横浜市地球温暖化対策地域推進計画の目標(2010年における1人当たり温室効果ガス排出量について平成2(1990)年度比で6%以上削減)の達成見込みが立っている。また、この達成を踏まえ、地域推進計画の次期改定が行われ、検証可能な数値目標の設定が行われている。

22年度:セカンドステージに向けた検証と仕上げの年

21年度:ファーストステージの成果を具体化する年

20年度:スタートダッシュ&ロードマップ構築の年

事業本部 4つの行動原則

相手の目線で考え、「自分ごと」としてどんどん関わる！
目指すは「いい意味でのおせっかい」
複眼的・横断的視点から、脱温暖化へのリーダーシップを発揮し、コーディネートを進めます。
区局事業本部とのコミュニケーションを図り、取組支援・企画調整を推進
民との協働による政策プラットフォームから、次世代の脱温暖化政策を立案・推進
我こそは「脱温暖化行動の“営業パーソン”」！
脱温暖化行動を自ら率先実践し、3万人職員・363万人市民へ発信します。
事業本部メンバー自ら低炭素型ライフスタイルを実践・他へと波及
市民・事業者との双方向コミュニケーション、区局事業本部との政策協働から、脱温暖化に向けた協力体制を強力に構築
時代環境や政策動向の「波」を読み、乗りこなす！
政策目的をしっかりと見据えながら、事務事業の手段を常に最適化します。
温暖化対策の最新情報をキャッチし、「次の一手」へと着実に応用
所与の目的を検証し、不要不急事業の廃止・縮小や手法の転換から政策の効率性を向上
一人ひとりが持つ力を、「チーム 地球温暖化対策事業本部」へスクラムアップ！
小規模かつフラットな組織体制を有効活用し、メンバーの個性・才能、やる気を生かしつつ、一丸となって行動・チーム力を発揮
コミュニケーションを充実し目標・情報の共有化を進めるとともに、フラットかつ機動的に組織運営
単なる法令順守に留まらず、市民・社会の要請に応えるコンプライアンスを、事務事業の実践の中で具現化します。

事業本部 20年度施策体系と方向性

*詳細は次ページ以降を参照

7つのCO-DO実現に向けて、リーダーシップを発揮します。
(全庁的な地球温暖化対策に係る企画調整の推進)

脱温暖化に向けた分野横断的な連携・推進体制を構築し、CO-DO30の進行管理に加え、先導的プロジェクトの立案や実現プロセスの具体化を通じて、あらゆる政策領域における低炭素指向を浸透させます。
市地球温暖化対策行動推進本部の運営 環境モデル都市選定に向けた取組
CO-DO30ロードマップの策定 新たな制度・仕組みづくりの検討

区局に率先して、CO-DOの具体化を進めます。
(事業本部事業による生活・ビジネス行動改革、再生可能エネルギー利用推進)

生活CO-DO

市民の生活文化に脱温暖化行動が定着することを目指し、個人や家庭の分野において、一人ひとりが積極的に低炭素型行動を実践できる制度・仕組みを提案し、広げていきます。
市地球温暖化対策推進協議会 戦略的広報の展開
「環境市民大学」(仮称) 横浜環境ポイント制度の仕組みの整備
環境タウンミーティングの展開 市民参加による脱温暖化社会実験 など

ビジネスCO-DO

事業活動に脱温暖化の視点が組み込まれた「低炭素型ビジネスの拠点都市」を目指し、事業所における環境配慮システム・省エネ行動の普及促進や、地域資源を活用した環境ビジネスを推進します。
市事業者協議会の活動促進 脱温暖化相談窓口(仮称)の整備
温暖化対策計画書制度の改正検討 本市の実情に応じた新たなISOの運用の仕組み検討 など

エネルギーCO-DO

CO-DO30の政策目標達成を目指し、供給事業の側面だけでなくエネルギー利用の側面からの施策展開、個人や地域レベルで利用する再生可能エネルギーの選択ができる仕組みの構築を進めます。
再生可能エネルギー導入ロードマップ策定 横浜型グリーン電力入札制度導入促進
地域エネルギー施策の検討 廃食料油のバイオディーゼル燃料活用
新エネルギー導入登録制度の導入 カーボンオフセットの導入検討
太陽光発電・太陽熱利用システム普及促進 公共施設の省エネ・省コスト推進

都市と緑CO-DO

横浜市全体のヒートアイランド現象の緩和を目指し、先進的な対策の集中導入により効果検証と情報発信を進めます。
ヒートアイランド対策の集中導入

事業本部のチーム力発揮に向けて取り組みます。

小規模かつフラットな組織体制を有効活用し、メンバーの個性・才能、やる気を生かしつつ一丸となって行動し、チーム力を発揮します。

目標の共有・情報の共有

・朝礼の活用、横断的連絡体制の充実
・業務・イベントスケジュールの共有化
対区局事業本部への発信力・折衝力強化
・CO-DO30出前講座
・脱温暖化施策に関する報道・広報調整
・CO-DO総括担当の明確化
コンプライアンスの推進
・法改正への適切な対応
・個人情報適切な取扱の徹底
・企画立案・制度検討における社会的要請への対応充実

政策知識の向上

・マニュアル・用語集の作成
・政策情報の共有化に向けた取組
事業本部の率先脱温暖化運動
・低炭素型オフィス活動の推進
・事業本部メンバーの「脱温暖化のお約束」実践
働きやすい職場づくり
・「さん」呼びかけの推進
・定時退庁日の設定

7つのCO-DO実現に向けたリーダーシップの発揮 全庁的な地球温暖化対策に係る企画調整

脱温暖化に向けた分野横断的な連携・推進体制を構築し、あらゆる政策領域における低炭素指向を浸透させます。

事業・取組	中期計画	年度当初の姿	年度末のあるべき状態	具体的取組内容・時期
横浜市地球温暖化対策行動推進本部の運営		CO-DO30の策定と合わせて行動推進本部が発足し、本部会議及び幹事会が1回ずつ開催されました。温暖化対策に係る具体的取組の推進に際し、議論及び意思決定の場として円滑に機能することが求められるとともに、区の特性を活かした取組の促進や区局事業本部の情報共有を図るため、区連絡会の発足及び適切な運用が必要です。	本部会議、幹事会及び区連絡会が議論等の場として円滑に機能し、成果が区局事業本部の具体的な取組として結実しています。特に、21年度予算・執行体制において、推進本部内での一定の合意のもとに必要な措置が取られています。	本部会議、幹事会及び区連絡会の開催(随時)
CO-DO30ロードマップの策定		CO-DO30の長期目標である、平成37(2025)年における温室効果ガス排出量30%削減に向けて、CO-DO30に掲げる施策・事業の実施について時間軸を定めたロードマップ(工程表)を作成する必要があります。計画の階層設計・タイムスケジュールなど、ロードマップに対する基本的な考え方について、事業本部内で議論が行われています。	策定されたロードマップに基づき21年度予算が編成され、関係主体が事業を開始しています。	庁内関係者によるプロジェクトの設置(6月) 中間取りまとめ(9月) ロードマップ策定(12月)
横浜市地球温暖化対策地域推進計画の推進(進捗状況調査・基礎調査の実施)		本年度の進捗調査内容について整理し、調査委託の準備を開始しています。2010年の計画期間終了後を見据えて、新たな計画策定に向けて取り組むべきことについて議論が始まっています。	排出量の状況や、市民・事業者に対する施策実施効果について庁内で共有し、次年度以降の温暖化対策の進むべき方向について議論がなされている。次期計画策定に向けた基礎調査に基づき、平成21年度に実施する内容の準備が始まっています。	調査委託(6月) 排出量速報値(9月) 排出量確定値・施策実施効果(12月)
環境モデル都市選定に向けた取組		国において、温室効果ガスの大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」の募集が行われています。応募に向けて、提案内容の検討が始まっています。	環境モデル都市に選定され、提案内容に沿って策定したアクションプランに基づき、次年度以降の事業実施に向けた調整を関係各主体と始めています。	庁内PJの設置(4月) 応募(5月) モデル都市選定(6月) アクションプラン策定開始(7月) アクションプラン策定(3月)
脱温暖化に向けた新たな制度・仕組みづくりの検討		脱温暖化の加速化にあたっては、基準の提示や義務を課すといった規制的な施策や、融資制度・税制等の経済的な誘導策を導入することが必要となります。	庁内の検討体制において、CO-DO30を基本とした個別施策の手法(規制・経済・普及啓発等)が検討され、方向性について一定の合意が形成されています。環境創造審議会で本市の脱温暖化に向けた方向性について審議され、その議論を踏まえて必要な制度・仕組みの考え方がまとめられています。	他都市における脱温暖化条例事例調査(4月) 庁内に脱温暖化制度整備検討PJを設置・検討(5月～) 個別施策の手法の検討(6月～) 環境創造審議会に検討部会を設置(7月) 制度・仕組み骨子案とりまとめ(12月)

区局に率先して進めるCO-DOの具体化

1 生活CO-DO

市民の生活文化に脱温暖化行動が定着することを目指し、個人や家庭の分野において、一人ひとりが積極的に低炭素型行動を実践できる制度・仕組みを提案し、広げていきます。

事業・取組	中期計画	年度当初の姿	年度末のあるべき状態	具体的取組内容・時期
改正地球温暖化対策推進法への対応(地球温暖化防止活動支援センターの設置検討)		現在国会で審議中の地球温暖化対策推進法改正案においては、これまで都道府県のみ設置が可能だった「地球温暖化防止活動支援センター」の設置が政令指定都市にも認められているため、法案成立後の対応を検討する必要があります。	地球温暖化防止推進センターを設置する場合を想定し、他の推進体制との関係も踏まえてセンターに必要な機能や役割などを明確にした上で、横浜市としての設置の要否や設置する場合の運営主体のあり方などについて、一定の判断を行っています。	機能・役割整理(9月) 市としての設置要否判断(12月)
横浜市地球温暖化対策推進協議会の活動支援		市民、事業者、行政のパートナーシップのもとに、地球温暖化対策を点から面へ広げ、「環境行動都市横浜」に相応しい対策を推進することを目的に「横浜市地球温暖化対策推進協議会」を設立し、現在1年半が経過しました。 261会員により、地域イベントなどでの省エネ・新エネ普及キャンペーンや学校・地域での環境教育出前講座、市民・事業者向け省エネセミナーが開催されています。	会員となることのメリット・魅力の強化や、協議会活動の効果的なPRにより、会員の増加が図られています。 環境市民大学(仮称)などとの連携により、魅力的な活動メニューの新設など各々の企画内容が拡充され、啓発効果がアップ(集客率の向上)されています。	協議会活動の推進 ・脱温暖化セミナー(講演会)(5月、12月、2月) ・ストップ温暖化、映画会開催(6月) ・地域環境学習会の開催(18区) ・小学校出前授業の実施(12校) ・省エネキャンペーン(随時) ・中小規模事業所・省エネアドバイス(10事業所) ・エコドライブ講習会(4回) ・エコハマツアー(8回、320名)
「環境市民大学」(仮称)の設置		CO-DO30における施策の推進方策の一つとして、市民・事業者と連携して、脱温暖化に関する普及啓発、人材育成、拠点づくりなどを推進する方策として「環境市民大学」(仮称)の設置が掲げられています。 年度内の設置に向けて、「環境市民大学」の役割や機能、運営の担い手のあり方について早期に検討する必要があります。	「環境市民大学」の役割・機能や市・その他の推進体制との関係のあり方を明確にした上で、運営主体が選定されています。 講座や普及啓発ツールなどの一部のコンテンツの一部は既に実施され、成果が現れています。	機能や役割の検討(4月) 企画提案募集(5月) 運営主体決定、試験(部分)実施(6月) 実施内容の検証、改善(12月)
環境タウンミーティングの展開		CO-DO30の基本方針の一つである「市民・事業者等との活発なコミュニケーション・協働と政策連携」による取組の推進、具体的な取組の一つとして、市長や副市長が地域に出向いて、脱温暖化をテーマに、市民との活発な意見交換を行い、身近なレベルでの対話を深める「環境タウンミーティング」の実施が決定されました。	生涯学習講座等で学習されている市民、温暖化対策等に関心のある学生、脱温暖化学習会の参加者、地域で環境活動を実践されている市民など、1000人以上とのコミュニケーションが図られています。 市による主催だけでなく、各区地球温暖化対策推進本部や市民活動団体による自発的な開催も広がっています。	開催(年度内10回程度) 開催実績を踏まえた企画運営方法の改善検討(12月)

区局に率先して進めるCO-DOの具体化

1 生活CO-DO

市民の生活文化に脱温暖化行動が定着することを目指し、個人や家庭の分野において、一人ひとりが積極的に低炭素型行動を実践できる制度・仕組みを提案し、広げていきます。

事業・取組	中期計画	年度当初の姿	年度末のあるべき状態	具体的取組内容・時期
市民参加による脱温暖化社会実験の推進(子ども省エネ大作戦、打ち水大作戦、ロハス・チャレンジ)	(一部)	夏休みの期間市内小学生が省エネ行動に取り組むとともに、その取組に対する企業共産をWFPの植林事業に活用する「子ども省エネ大作戦」は5年目を迎え、参加児童増加策を検討する必要があります。 「打ち水大作戦」も4年目を向かえ、協力地域では夏のイベントとして定着しつつありますが、より一層の実施拡大を進める必要があります。 ロハスな生活体験モデル事業は、昨年度の試行(事業名「エコハマ省エネ・チャレンジ・ファミリー」)結果を検証した上で、今年度の実施に向けて準備する必要があります。	子ども省エネ大作戦は150校で実施し、2万5千人の小学生が参加しています。 打ち水大作戦については、市内20団体の活動しています。 ロハスな生活体験モデル事業では、450世帯・1000人の市民が参加しています。	子ども省エネ大作戦 ・取り組み実施(8月) ・表彰式(10月) ・植樹(10月～3月) 打ち水大作戦 ・打ち水実施(8月) ロハスな生活体験モデル事業 ・モデル実施(秋)
戦略的広報の展開(CO-DO30キャンペーン広報、民間との協働による広報媒体の開発)		CO-DO30を強力に推進するためには、各種媒体を活用するとともに、スポーツチームやイベントとのタイアップなどを通じて、戦略的な広報の展開が必要です。 地球温暖化防止に向けては他自治体との広域連携は有効な手段であり、横浜市の提案により今年度実施される八都県市温暖化防止一斉行動(エコウェーブ)の着実な推進が求められています。	CO-DO30の周知が図られ、市民に浸透しつつあります。 CO-DO30の具体的な行動が提示されるとともに、市民行動が進んでいます。 洞爺湖サミットの初日であり、七夕でもある7月7日に、一斉行動を実施することなどにより、温暖化対策の必要性を効果的に発信しています。	八都県市温暖化防止一斉行動(7月7日) CO-DO30広報(随時)
横浜環境ポイントの仕組みの整備		市民の環境行動を促進して地球温暖化対策を進めるための新たな仕組みである「環境ポイント」については、22年度以降の本格展開に向けて必要なインフラやビジネスモデルの検証を行う必要があるとともに、21年度における開港150周年記念事業と連動した実施内容も具体化する必要があります。	22年度以降の展開の仕組みが決定しています。 21年度の実施に向けたシステム開発が完了しています。	22年度以降の展開にむけた有識者との検討完了(6月) 22年度以降の展開の仕組みの決定、21年度実施内容の決定と準備開始(8月) 21年度実施に向けたシステム設計完了(3月)
エコハマお買い物グリーンスタイルの推進(GPN地域ネットワークの設立)		グリーン購入やマイバッグ持参の普及など、環境にやさしい買い物の実践行動に向けて、事業者間の情報交換促進やグリーン購入普及を図るため、グリーン購入ネットワーク(GPN)の設立準備を進めています。 平成19年から4回にわたり設立準備連絡会を開催し、地域ネットワーク設立について会員の合意が得られており、今後設立に向けた具体的な検討が必要です。	地域GPNが設立されており、GPNによる出前講座やイベント出展などの啓発活動が開始されています。	地域GPN設立準備委員会の立ち上げ(5月) 地域GPN事務局の選定完了(7月) 事務局による設立準備作業への支援(11月) 地域GPN設立、活動開始(11月)

区局に率先して進めるCO-DOの具体化

2 ビジネスCO-DO

事業活動に脱温暖化の視点が組み込まれた「脱温暖化ビジネスの拠点都市」を目指し、事業所における環境配慮システム・省エネ行動の普及促進や、地域資源を活用した環境ビジネスを推進します。

事業・取組	中期計画	年度当初の姿	年度末のあるべき状態	具体的取組内容・時期
事業者協議会の活動促進		<p>事業者の自主的な温暖化対策を推進することを目的に、H17年度に計画書制度の対象者により設置され、会員が連携して様々な活動を行っています。</p> <p>今年度の事業計画を策定します。</p> <p>より多くの会員事業所が取り組めるような計画を立てるよう留意する必要があります。</p> <p>事業者協議会を対外的にアピールし、会員を増やしていくことも課題となっています。</p>	<p>今年度の事業計画が予定どおり遂行されています。</p> <p>脱温暖化の意識が高まり、講習会等への参加人数が前年を上回っています。</p>	<p>幹事会の開催(4、8、11、1、3月)・総会開催(6月)</p> <p>脱温暖化集中取組実施(6、7、12月)</p> <p>講習会の開催(2回/年)・事例発表会の開催(1月)</p>
脱温暖化相談窓口(仮称)の整備		<p>CO-DO30では、広範に市民や事業者の知恵と力を結集し、温暖化対策に関するアイデアを広く企業等から募集する脱温暖化相談窓口(仮称)の設置の必要性が掲げられており、今後具体的な検討が必要です。</p>	<p>地球温暖化対策推進協議会や事業者協議会、環境市民大学(仮称)などの連携のあり方も含め、窓口のあり方や役割について検討され、来年度の開設に向けた準備が進んでいます。</p>	<p>窓口のあり方・役割の検討、各種推進体制との連携のあり方の検討(6月～)</p> <p>設置の考え方の整理、必要な予算等の措置(12月)</p>
環境と地域経済融合推進(横浜版SBIR・環境配慮型金融活動の推進)		<p>横浜版SBIR事業の一貫として、20年度は特に温暖化対策に資する新技術・新製品開発促進及び事業化に向けて、経済観光局との連携のもとに検討を開始しています。</p> <p>環境配慮型金融活動については、関係する事業者との連携強化・推進体制の整備が課題となっています。</p>	<p>横浜版SBIRの仕組みの活用により、温暖化対策技術支援が完了し、行政現場でのモニタリングへの準備に入っています。</p> <p>環境に配慮した金融活動の開発に向けて、市内各金融機関との連携による推進体制が発足し、具体的な企画検討に入っています。</p>	<p>横浜版SBIR行政課題の決定(5月)</p> <p>募集(6月)</p> <p>審査(9月)</p> <p>選定企業による開発(10月～)</p> <p>環境配慮型金融活動の推進</p> <p>市内各金融機関へのヒアリング開始(5月)</p> <p>情報交換のためのメーリングリスト(ML)作成(7月)</p>
温暖化対策計画書制度の改正検討		<p>地球温暖化対策計画書制度は15年4月から施行しています。現時点における各部門の対象者の割合は、産業部門は対象事業所が約70%を占めているものの、業務部門では対象者は約20%にとどまっています。また、制度の対象者が省エネ法を上回っていない状況です。</p> <p>このような状況下で、事業者の実質的な削減を進めるため、制度を改正する必要があります。また、今後指導を強化していくために、対象者の取り組み状況・実態をより詳細に把握する必要があります。</p>	<p>計画書制度の改正案がまとまっています。</p> <p>対象事業所の取組状況を把握するための指標がまとめられています。</p>	<p>脱温暖化制度整備検討プロジェクトを発足し、対象事業所の範囲拡大等の制度の拡充について検討(5月～)</p> <p>事業所へのアンケート調査(6月)</p> <p>事業所へのヒアリング調査(10月)</p>
中小企業の環境マネジメントシステム(EMS)認証取得の支援		<p>17年度の支援事業開始以来、28社がISO14001の認証取得を達成しています。</p> <p>環境に配慮した事業活動が企業の社会的責任として求められるなか、市内中小企業が廉価でEMSを導入できるよう、引き続き支援していく必要があります。</p>	<p>支援事業への応募企業のうち、15社以上がISO14001の認証取得を達成しています。</p> <p>ISO14001などに比べて認証審査や登録費用が安価なEMS「エコアクション21」の導入を検討する企業が現れています。</p>	<p>支援事業参加企業の募集(5月)</p> <p>支援の実施(6月～)</p> <p>企業におけるエコアクション21の取組開始(12月)</p>

区局に率先して進めるCO-DOの具体化

2 ビジネスCO-DO

事業活動に脱温暖化の視点が組み込まれた「脱温暖化ビジネスの拠点都市」を目指し、事業所における環境配慮システム・省エネ行動の普及促進や、地域資源を活用した環境ビジネスを推進します。

事業・取組	中期計画	年度当初の姿	年度末のあるべき状態	具体的取組内容・時期
本市の実情に応じた新たなISO運用の仕組みの検討		ISO14001の導入により、職員に環境行動が定着するとともに、環境パフォーマンスが向上し、環境法令の順守徹底も進みました。 一方、帳票作成や外部審査・内部監査に伴う事務量増や審査費用等について、負担感も見られます。	横浜市の実情に応じた新しいISO運用の仕組みが構築されています。	横浜市ISO環境マネジメントアドバイザー委員会での審議(6～9月) 新システムの策定(12月)
横浜市役所地球温暖化防止実行計画の推進・改定及びエネルギー管理体制の整備		現在国会で審議中の地球温暖化対策推進法改正案やエネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)の改正案においては、事業者単位での排出量の算定・定期報告の導入や事業者による排出抑制等指針の策定が盛り込まれており、また中長期計画の策定などエネルギー管理の体制整備が求められています。この対応に向けて実行計画の改定が必要になると考えられます。 19年度から推進している公共施設の省エネ・省コスト推進事業との連携を強化し、事業効果を波及させる必要があります。	21年度中の改定に向けて、実行計画の改訂方針が検討されています。	各局区平成19年度実績の集計(6月) 各局区平成20年度計画の策定(7月) 平成19年度実績の公表(8月) 省エネ・省コスト事業との連携方針の確定(12月) 実行計画の改訂スケジュールの決定(12月) エネルギー管理体制案の策定(3月)

区局に率先して進めるCO-DOの具体化

3 エネルギーCO-DO

平成37(2025)年までに再生可能エネルギーの利用を現在の10倍に増やすことを目指し、供給事業の側面だけでなくエネルギー利用の側面からの施策展開、個人や地域レベルで利用する再生可能エネルギーの選択ができる仕組みの構築を進めます。

事業・取組	中期計画	年度当初の姿	年度末のあるべき状態	具体的取組内容・時期
再生可能エネルギー導入ロードマップの策定		CO-DO30を踏まえ、2025年までに再生可能エネルギーを10倍にする目標に至る工程表を策定する必要があります。	ロードマップが明確にされているとともに、その初動対応については21年度予算事業として措置されています。	委託(環境価値の買取制度の検討・バイオマス活用等の検討・ロードマップの検討等)(6月) 中間まとめ(9月) 立案(2月)
地域エネルギー施策の検討		昨年度末に策定した「ヨコハマ地域エネルギービジョン」を踏まえ、具体的な施策の実施に向けた検討が必要です。	エネルギーに関する最新の統計・政策等の情報が整備されており、ビジョンを踏まえた新たな施策の方向性が示されています。また、必要な初動対応については21年度予算事業として措置されています。	委託(メガソーラーを活用した地域エネルギーモデル事業の検討など)(6月) 立案(2月)
新エネルギー導入登録制度の導入		現在のところ、市民・事業者による新エネルギーの導入量を把握・管理する仕組みがなく、現状では推定に頼っている状況です。また、更なる導入促進に向けて、魅力のあるインセンティブの構築が課題となっています。	市民や事業者が新エネルギー等を導入した場合に登録でき、表彰など登録のインセンティブが付与される仕組みを構築しています。	制度検討に向けた委託調査(6月) 制度立案(2月)
太陽光発電の率先導入		現在、各区の市内小学校に1校以上設置しているほか、区役所・商店街にも設置しています。中期計画の22年度目標(市内小学校27校)は前倒して達成しており、今後の整備水準の検討が課題となっています。	「ハーモニー緑」「泉土木事務所」「本郷台駅自転車駐車場」に設置しています。来年度設置分が確定し、基本設計が終了しています。21年度以降の中長期的整備水準について調整が終了しています。	環境省補助交付決定(6月) 工事発注(7月) 据付終了(2月) 来年度の設置場所の検討(10月～) 基本設計(～3月)
住宅用太陽光発電システムの普及促進		温室効果ガスの排出削減を図るために、市内の個人住宅に設置補助を進めていますが、申請件数は毎年上昇傾向にあります。	要綱の改正によって市民がよりエントリーしやすい制度となり、前年度同等以上(約430件)に補助を行っています。	要綱改正・募集(4月) 設置(3月) 来年度方針の検討(10月) 来年度方針の策定(12月)
太陽熱利用システムの普及促進(住宅用)		太陽熱はエネルギー変換効率が太陽光よりも高く、設備費用も比較的安価で費用体効果の面でも有効ですが、日本では1994年以降、普及台数が激減しており、今後の普及方策の立案と推進が課題となっています。また、これまで助成制度も整備されていませんでした。	一般家庭への助成制度が整備されることで、市民にとって、太陽光同等に理解が進み、70件の助成がなされています。	要綱策定(8月) 公募(9月) 設置(～3月) 来年度方針の検討(10月) 来年度方針の策定(12月)
風力発電		「ハマウイング」は「環境行動都市ヨコハマ」のシンボルとして市民に親しまれつつあります。	適切な維持管理が行われるとともに、観光資源としての活用推進や現場見学会において1,000人の市民の参加を得るなどにより、「環境行動都市ヨコハマ」のシンボルとして市民に親しまれる風車となっています。発電電力量は240万kWhを達成しています。	月例点検・会計管理(随時) 現地見学会(随時)

区局に率先して進めるCO-DOの具体化

3 エネルギーCO-DO

平成37(2025)年までに再生可能エネルギーの利用を現在の10倍に増やすことを目指し、供給事業の側面だけでなくエネルギー利用の側面からの施策展開、個人や地域レベルで利用する再生可能エネルギーの選択ができる仕組みの構築を進めます。

事業・取組	中期計画	年度当初の姿	年度末のあるべき状態	具体的取組内容・時期
横浜型グリーン電力入札制度の導入促進		<p>昨年環境配慮契約法が成立し、推進に向けた基本方針が昨年末に決定されていますが、横浜市としての対応については未確定となっています。</p> <p>対応の検討にあたっては、行政運営調整局との調整、合意が必要となります。</p>	<p>横浜市として、グリーン電力の環境配慮契約法への対応が決まっています。</p> <p>要綱が改定され、新要綱に基づき入札が実施されています。</p>	<p>行政運営調整局との調整(6月)</p> <p>環境配慮契約法への方針決定(8月)</p> <p>要綱改正(9月)</p> <p>事業者審査(10月)</p> <p>入札(1月)</p>
廃食料油のバイオディーゼル燃料活用		<p>現在、家庭からの廃食用油は一般廃棄物処理または下水に廃棄されている状況です。また、市有施設の廃食用油は、市外業者によって持ち出され、主に飼料として活用されています。</p> <p>こうした廃食用油をBDF化しディーゼルエンジン駆動の発電設備に利用することについて、昨年度のアントレプレナーシップ事業として提案され、事業化されています。</p>	<p>翌年度の本格実施に向けた設備整備が完了するとともに、関係する教育委員会・健康福祉局・まちづくり調整局・資源循環局との調整が完了し、リサイクルスキームが整理されています。</p>	<p>環境省補助交付決定(6月)</p> <p>教育委員会・健康福祉局・まちづくり調整局・資源循環局との調整終了(9月)</p> <p>精製機1台の設置、授産所に廃食用油・BDF保管タンクの設置(12月)</p> <p>水再生センターにBDF専用タンク1台設置(3月)</p>
カーボンオフセットの普及促進		<p>横浜市が主催する一部のイベントでカーボンオフセットを導入し始めていますが、現在は試行段階であり、実施方法の明確化・汎用化が課題となっています。</p> <p>市役所における業務活動についても、カーボンオフセットの導入を検討する必要があります。</p>	<p>一部のイベントへの導入実績を踏まえたイベントカーボンオフセット導入ガイドラインが作成されています。</p> <p>21年度の開港150周年記念イベントにおける導入方法が決定されています。</p> <p>市役所自身の活動へのオフセット導入の方向性が決定されています。</p>	<p>一部のイベントで導入開始(4月)</p> <p>ガイドライン作成作業開始(6月)</p> <p>市役所自身の活動への導入検討開始(6月)</p> <p>ガイドライン完成、市役所自身の活動への導入の方向性決定(12月)</p> <p>ガイドライン配布、市役所自身の活動への導入に向けて調整開始(1月)</p> <p>150周年記念イベントにおける導入方法決定(3月)</p>
省エネ機器等導入計画の策定 (給湯システム及び照明機器に着目した省エネ・新エネ化計画策定)		<p>大規模な施設や省エネ効果の高い施設については、既に公共施設の省エネ化計画が策定されていますが、小規模かつ省エネ効果の小さい施設についても、着実に省エネ化や新エネ化が図れる機器や新技術開発が期待できる機器に着目して計画を立てる必要があります。</p> <p>特に給湯システムにおける高効率化と太陽熱利用や街路灯などの照明におけるLED化と太陽光利用について、積極的な導入が必要です。</p>	<p>給湯システムや街灯等の省エネ化と新エネ化の方針が決まっています。</p> <p>公共施設への導入計画が全庁的に策定されています。</p> <p>次年度以降の実施の予算が確保されています。</p>	<p>NEDOへの補助申請(5月)</p> <p>委託発注(7月)</p> <p>庁内委員会設置(7月)</p> <p>策定委員会(外部委員)設置(8月)</p> <p>計画策定(12月)</p>

区局に率先して進めるCO-DOの具体化

4 都市と緑CO-DO

横浜市全体のヒートアイランド現象の緩和を目指し、先進的な対策の集中導入により効果検証と情報発信を進

事業・取組	中期計画	年度当初の姿	年度末のあるべき状態	具体的取組内容・時期
ヒートアイランド対策の集中導入モデル事業		ヒートアイランド対策を加速するためには、メニューの実施効果を市民、事業者へ目に見える、実感できる形にすることが必要です。 特に、排熱抑制(高効率照明へ、太陽熱利用へ)や地表面の改良(壁面緑化、地表面緑化の効果)、遮熱性塗料、打ち水、クールスポット創設(ドライミストの導入)などの効果測定・検証をすることがポイントです。また、風の道の検討(郊外風の利用)については、ノウハウを有する横浜国大と共同で実施することが有効です。	地表面の改良(壁面緑化、地表面緑化)、遮熱性塗料、打ち水、ドライミストなどのヒートアイランド対策メニューの効果が実感でき、市民等へPRしています。 風の道(郊外風、斜面緑地等)の検討提案が出ています。 排熱抑制効果(高効率照明へ、太陽熱利用へ)については、エネルギー消費量が比較できる次年度に効果を検証します。	地表面緑化等の委託発注、緑化開始(5月) 動物園等へのドライミストの導入(7月) 打ち水の連続実施(8月) 効果検証(8月) 金沢区庁舎への高効率照明導入(12月) 金沢区庁舎への太陽熱システム導入(12月) 風の道の検討報告(3月)
ミスト冷却装置助成制度の創設		ヒートアイランド対策として有効と考えられるミスト冷却装置については、その効果検証を行うとともに、普及促進のための助成制度の創設が求められています。	助成先が決定し、ドライミストの設置、効果検証が終了しています。	要綱制定(5月) 公募開始(5月) 選定審査(6月) 装置設置稼働(8月) 効果測定(8月) 実施報告効果検証(12月)

事業本部の「チーム力」発揮に向けた取組

小規模かつフラットな組織体制を有効活用し、メンバーの個性・才能、やる気を生かしつつ、一丸となって行動しチーム力を発揮します。

視点	具体的な取組内容
目標・情報の共有	全体朝礼・班別朝礼を効果的に使い分けるとともに、必要に応じ横断的な連絡調整機会を充実するなどにより、事業本部全体の意思疎通ときめ細かな事務連絡を徹底します。 事業本部における業務・イベントスケジュールを一覧化し共有するとともに、本市全体や国・関連団体の動向と合わせて進捗管理することにより、より戦略性・有効性の高い業務遂行を推進します。 朝礼などの機会を活用し、本市の各種全体方針やCO-DO30、事業本部運営方針を確認し、振り返りと今後の方向性を確認する機会を充実します。
対区局事業本部への発信力・折衝力の強化	区局事業本部に赴きCO-DO30出前講座を開催し、温暖化の現状への理解やCO-DO30が目指す方向を共有します。 本市の脱温暖化施策に関する報道・広報対応について事前に把握し、必要に応じて内容調整を行うことで、より効果的な情報発信を図ります。 7つのCO-DOの総括担当や各区担当を明確化し、折衝対応の充実を図ります。
事業本部の率先脱温暖化運動	イベント時の資材の再利用や会議のペーパーレス化・資料配布の抑制などにより、事業本部が率先して低炭素型のオフィス行動を推進します。 事業本部メンバー一人ひとりが、自分の生活行動における「脱温暖化のお約束」を明らかにし、3万人市役所、363万人市民を牽引するために自ら行動します。
政策知識の向上	取得した政策情報などはメールなどを活用して全職員に配信し、最新の動向に触れる機会を充実します。 勉強会などの機会を設け、幅広く政策動向や時事について知識を得る機会を充実します。
コンプライアンスの推進	地球温暖化対策推進法などの相次ぐ法改正に適切に対応し、事業・取組の法適合性・有効性を高めます。 普及啓発活動など、市民と接する機会が多い業務においては、個人情報の適切な取扱いを徹底します。 企画立案・制度設計にあたっては関係者の状況を的確に把握し、社会的要請への対応を充実します。 また、特に必要な場合は、国への制度・法改正提案などを行います。
働きやすい職場づくり	アイデア・提案出しについては、職位に関わらず対等に言い合える関係づくりを目指して、事業本部内では職位に関わらず「さん」と呼び合います。 週1回以上の定時退庁日を設け、リフレッシュ機会の確保による業務効率の向上を目指します。